令和２年３月５日

第１学年保護者の皆様

仙台市立秋保中学校
校　長　　千葉　慎

令和２年度　野外活動の実施の可否について

春寒次第に緩み，一雨ごとに春の息吹が立ち込めてまいりました。日頃より保護者の皆様には，本校の教育活動にご協力いただき，ありがとうございます。

さて，昨今報道で大きく取り上げられております新型コロナウィルス感染症による様々な対応について，日々ご協力いただき感謝申し上げます。本校では，５月１２日（火）～１４日（木）に計画しております野外活動につきまして，広く保護者の皆様のお考えをお伺いしたいと考えております。

つきましては，お忙しいところ大変申し訳ありませんが，以下の文章をお読みいただいた上で，ご意見・ご要望等を学校代表メールアドレス（ akiu-jhs@sendai-c.ed.jp ）もしくはFAX（304-7352）でご回答くださいますようお願い申し上げます。メールの場合は，件名に生徒名を入れて，〔１　予定通り実施する，２　延期する，３　中止する，４　その他 〕の中から数字を選び返信してください。いずれの場合も　**3月10日(火)まで**返信くださいますようお願い申し上げます。

記

（１）　名鉄観光サービス株式会社から示されている旅行条件・約款から

１）４月２１日（火）以前において野外活動が「**中止**」になった場合，企画料金3,000円を名鉄観光サービス株式会社に支払わなければなりません。保護者への返金は，約33,000円となります。

２）４月２２日（水）以降，野外活動を「**中止**」とした場合，企画料金3,000円と旅行代金（集金した36,000円のうち約34,900円）の２０％（約6,980円）の合計9,980円を名鉄観光サービス株式会社に支払わなければなりません。保護者への返金は，約26,020円となります。

３）４月２１日（火）以前において野外活動が秋などに「**延期**」になった場合，名鉄観光サービス株式会社は，改めて手配や連絡調整などをしますが，新たな企画料金は発生しません。

４）学校旅行総合保険には「感染症追加保障特約」がセットになっていますが，新型コロナウィルス感染症には対応していないため，旅行中に発症しても保障されません。

（２）　その他

１）他の仙台市内中学校において，秋に野外活動を実施する学校もあるようです。

２）志津川自然の家は，すでに予約を済ませていますが，この予約をキャンセルしなければ，新たに利用申込みをすることができません。よって，現在の利用日を予約したまま，秋などの別の利用日を仮予約することはできません。

３）秋などに延期した場合には，次のような配慮が必要です。

①自然の家のカッター漕艇研修は，９月は実施してますが，１０月は実施していません。

②９月，１０月は，台風シーズンにあたり，近年の台風は強風圏が広く強大化しており自然災害が拡大することが予想される時期です。台風に遭遇した場合，カッター漕艇や漁業体験，ウォークラリーなど野外での活動は，できなくなります。

③９月，１０月は，期末考査や新人大会，体育祭などの行事があり，学習や他の行事などとうまく両立させる必要があります。

④秋には，新型コロナウィルス感染症の流行が収まっているとは限らず，現在より感染が拡大している可能性もあります。

以上のことを踏まえ，以下４つから保護者の皆様のお考えに近い回答をお選びいただき，そうお考えになった理由やご意見・ご要望をお知らせください。

令和２年度 野外活動を

１　予定通り実施する　　２　延期する　３　中止する　４　その他

自由記述欄（４その他を選択した場合もこちらにご記入ください）

生徒氏名（　　）保護者氏名（　　）